

被保険者資格等に係るQ & A

質問	回答
1 ある理由により住民票所在地と異なる市町村に居住している者について、住民票所在地と実際の居住地のどちらの市町村の被保険者となるのか。	<p>介護保険における住所は、住基や国保と同様、「各人の生活の本拠」がどこにあるかをもつて判断すべきものと考えるが、具体的な個別事例についての住所地の認定は、関係部署及び関係保険者と協議し、最終的には保険者が判断すべき事項であると考える。</p> <p>従って、住民票の所在地は当該者の住所と推定されが、常に必ず介護保険における住所と一致するものではない。</p> <p>いずれにしても、被保険者の住所認定に当たっては、関係部署と連絡調整をするなど、適正な手順を経て行うことが適当である。</p>
2 適用除外施設入所者（3か月以内に退所する予定の者）であつて介護保険施設へ入所予定の者が当該適用除外施設退所前に要介護認定を受ける場合、どの市町村が当該認定を行うのか。	当該適用除外施設退所後そのまま他市町村の介護保険施設に入所する場合は、当該適用除外施設所在地市町村が認定を行う。（住所地特例により適用除外施設所在地市町村が保険者となる。）
3 被保険者証の短期入所サービスの区分支給限度基準額欄の記載について、いわゆる短期入所の限度日数の拡大措置により限度日数が拡大した場合はどのようになるのか。	拡大後の日数のみを記載する。

4 準備期間中の要介護認定の結果を被保険者証に記載する際、認定決定年月欄にはいつの日付を記入するのか。	<p>介護保険法の施行日（平成12年4月1日）を記載する取扱いを基本とする。</p> <p>被保険者証に「みなし要介護」や「旧措置入所者」といった表示を行う必要はない。「要介護状態区分等」欄については、旧措置入所者でない者に対する表示と同様の表示とする取扱いを基本とする（従って、非該当（自立）の場合は空欄となる。）。「認定の有効期間」欄については、非該当（自立）の場合も含めて有効期間を記載する取扱いを基本とする。対象者に対しては、被保険者証、認定結果通知とは別途、「利用者負担額減額・免除認定証」を交付する。（減額とならない者についても交付する方向で検討中。）</p> <p>非該当と認定された場合は認定結果通知書の判定結果欄に「非該当」と記載するとともに、介護保険法施行法第13条に基づき法施行日後5年間は要介護被保険者とみなされ、引き続き入所できる旨を記載する。認定の有効期間も原則6月間として記載する。</p>
5 旧措置入所者にかかる要介護認定結果が自立または要支援であった場合、被保険者証の要介護状態区分欄には「みなし要介護」等の表示を行うのか、または、「旧措置入所者」の表示をする方法をとるのか。	<p>同様に、認定結果通知には単なる非該当通知・要支援認定ではなく「みなし要介護」である旨の通知を行うことになるのか。</p> <p>(H11.1.27会議資料P209より)</p>

介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)

有効期限		平成 年 月 日					
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性 別	男・女			
交付年月日	平成 年 月 日						
要介護状態区分等							
認定年月日	平成 年 月 日						
認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
訪問通所(通院)サービス (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額						
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		1月当たり				
	サービスの種類		種類支給限度基準額				
短期入所サービス	区分支給限度基準額						
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
認定審査会の意見及び サービスの種類の指定							
給付制限	内 容		期 間				
			開始年月日 平成 年 月 日				
			終了年月日 平成 年 月 日				
			開始年月日 平成 年 月 日				
			終了年月日 平成 年 月 日				
居宅介護支援事業者及び その事業所の名称	届出年月日 平成 年 月 日						
	届出年月日 平成 年 月 日						
	届出年月日 平成 年 月 日						
介護保険施設等	種類			入所 年月日 平成 年 月 日			
				入院			
	名称			退所 年月日 平成 年 月 日			
				退院			
	種類			入所 年月日 平成 年 月 日			
			入院				
名称			退所 年月日 平成 年 月 日				
			退院				
保険者番号並びに 保険者の名称及び印							

注意事項

- 1 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 2 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 3 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅サービス又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 4 居宅サービスについては、居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画を作成し、市町村に届けた場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い（償還払い）になります。
- 5 居宅サービスには保険給付の限度額が設定されます。
- 6 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用（入所又は入院中の食事に要する費用を除く。）の1割です（居宅介護支援サービスの利用支払額はありません。）。また、入所又は入院中の食事に要する費用については、1日につき定額の標準負担額となります。
- 7 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。
- 8 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 9 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 10 この証の有効期限を経過したときは、使用することはできません。
- 11 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 12 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を3割とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。